

# 小型・大型特殊自動車をお持ちの 事業者は申告が必要です

## 小型特殊自動車の場合

- 軽自動車税が課税されず（申告必要）
- ×固定資産税（償却資産）は課税されません（申告不要）

→市役所税務課でナンバープレートの交付を受けてください

## 大型特殊自動車の場合

- 固定資産税（償却資産）が課税されず（申告必要）

→市役所税務課で償却資産の申告をしてください

## Q & A

Q：公道を走らないのに、課税の対象になるの？

A：軽自動車税は所有していることに基づいて課税されます。公道走行の有無とは無関係です。所有している場合は、必ず申告してください。

Q：小型特殊自動車に該当するが、既に償却資産の申告をしている。どうしたらいいですか？

A：小型特殊自動車は、軽自動車税の対象になりますので、ナンバープレートの交付申請と償却資産の修正申告をしてください。

Q：ナンバープレートがついていて、車検も行っているのに、償却資産に該当するの？

A：大型特殊自動車で公道を走るため、ナンバープレートを付け、車検も行っていますが、償却資産に該当するので自動車税は課税されていません。償却資産の申告をしてください。

## お問い合わせ

稚内市役所税務課資産税グループ  
電話 0162-23-6393

